

改正概要説明書	
国名：ブルガリア	法令名：商標法
改正情報： 2010年10月12日官報 No. 80 により改正 2011年3月10日施行	
<p><b>改正概要：</b></p> <p>ブルガリア商標法は商標及び地理的表示の登録について規定している。</p> <p>今回の最大の改正点は、出願公告制度及び異議申立制度を改正し、欧州共同体商標 (CTM) の制度に則した新たな出願公告制度及び異議申立制度を導入したことである。</p> <p>改正前は方式審査終了後に出願公告をして第三者に異議申立の機会を与えた後に実体審査を行っていたが、改正後は、方式審査及び識別力等に関する絶対的拒絶理由の審査をした後に出願公告し、先後願等に関する相対的拒絶理由は第三者からの異議申立を待って審査する制度を採用した(第 36b 条, 第 37 条, 第 38b-38g 条等)。</p> <p>職権による相対的拒絶理由の審査、従来の出願公告制度及び異議申立制度は廃止された(第 12 条(1), 第 36a 条, 第 36b 条)。</p> <p>また、絶対的拒絶理由については、国の紋章等に関する公益的な保護を拡大すると同時に情報提供制度を設けた(第 11 条(1)8.9., 第 38a 条)。</p> <p>一方、相対的拒絶理由に関しては、先行商標を詳細に定義する規定を新設する等の改正を行う等、規定の内容を大幅に整備修正した(第 12 条)。</p> <p>上記に関連する多数の事項について改正を行っている。</p> <p>その他の主な改正点は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周知著名商標専用の登録簿を廃止した(旧第 5a 条の廃止)。</li> <li>2. 電子出願, 電子データベース等の制度の導入に伴って諸規定を整備した(第 7 条, 第 8 条(1), 第 32 条(1), 第 60 条(1), 第 63 条(1))。</li> <li>3. 手続の迅速を図るため, 指定期間や延長可能期間を短縮した(第 33 条(2), 第 36 条(2)(3), 第 47 条)。</li> <li>4. 出願の審査において, 一部の商品等について拒絶ができる旨, 及び一部拒絶を受けた出願について分割出願をすることができる旨の規定を設けた(第 37 条(4))。</li> <li>5. 共同体商標 (CTM) に関しては, 欧州共同体理事会規則が改正される前の規則番号で表示されていたため, 改正後の最新版の規則番号に変更した。</li> </ol>	
<p><b>改正内容：</b></p> <p>・ <b>第 4 条 (手数料)</b></p> <p>特許庁の徴収する手数料の項目のうち, 実体審査の繰上, 周知著名標章の認定請求及びその公告に関する規定が削除され, 審査, 異議申立, 異議決定に対する審判請求, 登録の無効及び取消等の項目が新たに追加された。</p>	

・第5条（標章国家登録簿）

標章国家登録簿につき、改正前は、すべての標章登録及びこれに関するその後のすべての記入を収めなければならないとのみ規定されていたが、改正により、記録される項目を具体的に規定した。

・第5A条（周知標章又は高評標章に関する国家登録簿）

ブルガリアでは周知等の商標専用の登録簿の制度が設けられていたが、この制度を廃止したため、本規定も廃止した。

・第6条（地理的名称に関する国家登録簿）

地理的表示に関する国家登録簿に記載される項目を具体的に規定した。

・第7条（国家登録簿の閲覧）

国家登録簿は公開のものとされるが、紙媒体による閲覧・保管に加え、改正により、特許庁のインターネットサイトで公表される旨、及び、電子データベースとして保管し情報システムにより運用する旨が追加された。

・第8条（ファイル）

(1) 標章及び地理的表示に関するファイルにつき、紙媒体の他に電子媒体により作成保管する旨が追加された。

(2) 出願の情報提供について、「特許庁長官の指示に基づき」が「長官の定める方法で」に、「他の当事者」が「第三者」に改正された。

・第11条（登録についての絶対的拒絶理由）

(1)8. 絶対的拒絶理由を掲げる規定において、政府間国際機関を、パリ条約第6条の3にいうものである旨を追加して根拠を明確にした。

(1)9. 絶対的拒絶理由の項目として、パリ条約第6条の3にいう以外の標識等を含み、かつ、重要な公益を表示するものを保護する規定を挿入した。

(1)10. 9.を挿入したため繰り下げられた。

(1)12. ブルガリア国内で有効な出願済又は登録済の地理的表示等のみで構成される標章を追加した。

(1)13. ブルガリア国内で有効な出願済又は登録済の地理的表示等を包含する標章であって出願人が登録使用者でない場合を追加した。

(3) 本条の項目番号の変更による引用番号の修正をした。

・第12条（登録についての相対的拒絶理由）

(1) 相対的拒絶理由の職権審査を廃止したことに伴い、先後願等に係る相対的拒絶理由は異議申立があった場合に審査する旨の規定に変更した。また、地理的表示又はその派生物から構成されている標章についての規定を削除した。

(2) 相対的拒絶理由につき、先行商標がマドリッド協定議定書による国際登録の場合及び共同体商標の場合の先後願についての規定を新たに3.～6.として挿入し、周知標章との抵触については7.に移行した。

(5) 真の所有者の同意なくその代理人の名義で出願された標章に対して真の所有者が異議申立をした場合の規定を新設した。

(6) 商業活動で使用される無登録商標の真の所有者が異議申立を行った場合の規定を新設した。

・第21条（標章権の移転）

(3) 移転の手続を求める手続につき「請求」から「申請」に変更され、国家登録簿への記録につき「登録」から「記入」に変更された。

(5) 移転の第三者に対する効力発生日につき、「国家登録簿に記入された日」が「国家登録簿への記入日」に改正されたが実質的な変更はない。

・第22条（ライセンス契約）

(5) ライセンス契約を公示する手続につき、当事者からの「請求」を「申請」に、国家登録簿への「登録」を「記入」へと用語を変更した。また、当事者の識別データの添付を追加した。

(6) ライセンス契約の第三者に対する効力発生日が、国家登録簿への記入日と改正されたが、改正前後で実質的な変更はない。

・第22a条（担保の対象としての標章権）

担保に供された標章権に対する保全措置について、処分禁止措置の相手方として標章所有者の他に排他的ライセンシーを追加した。この保全措置は裁判所の保全命令により執行官が執行通知を標章所有者に通知して直ちに執行することとした。保全措置は当事者の申請によって国家登録簿に記入される旨の規定を新設し、また、担保権の効力発生時期を権利者と第三者とに分けて新たに規定した。

・第22b条（特別質権の対象としての標章権）

(3) 「国家登録簿に記入された日」が「国家登録簿への記入日」に形式的に変更された。

・第 22c 条 (標章権の破産財団への編入)

(2) 標章権の所有者の破産により、標章権が破産財団に編入された場合に国家登録簿にその旨を記載することを求める手続につき、当事者の「請求」を「申請」に変更し、国家登録簿への「記録」を「記入」に形式的に変更した。

・第 23 条 (登録の失効)

(2) 標章登録の失効事由のうち、登録所有者である法人が消滅した場合に登録が失効する条件について、改正前は「利害関係人」の請求が必要であったが、改正後は何れかの者の請求があった場合と変更し、請求人の利害関係を不要とした。

・第 26 条 (登録の無効)

(1) 登録の主体的要件違反及び絶対的拒絶理由違反の登録無効理由がある場合について、改正前は、何人も無効を請求できる旨規定していたが、改正により請求主体を本項から削除し、(4)として新たに規定した。内容的な変更はない。

(3) 相対的拒絶理由その他所定の理由に基づく無効請求をする者は利害関係が必要である旨を規定していたが、改正により本項からは利害関係の規定を除外し、(5)に請求できる者を具体的に規定した。

(4) 上記(1)による無効請求は何人もできる旨の規定を挿入した。

(5) 上記(3)による無効請求の請求人適格を具体的に列挙する規定を挿入した。

(6) (4) (5)が挿入されたため、特許庁の職権による無効に関する改正前の(4)が繰り下げられた。なお、改正により、職権による無効の理由から相対的拒絶理由が除外された。

(7) (8) (9) (10) 改正前の(5) (6) (7) (8)がそれぞれ繰り下げられた。

・第 32 条 (出願)

(1) 電子出願が可能になったことに伴い、出願の方法について新たに規定した。また、電子出願には電子署名等は不要である旨を明記した。

・第 33 条 (出願日)

(2) 出願書類をブルガリア語以外の言語で提出した場合、出願日を維持できるブルガリア語の翻訳文提出期限が、改正前は元の出願日から「3月以内」であったのが「2月以内」に短縮された。

・第 35 条 (色彩についての主張)

出願に係る標章の色彩についても保護を求める場合には、出願時に主張すべき旨が規定されていたが、改正によりこの規定を削除した。

#### ・第 36 条 (方式審査)

(1) 出願日認定要件が満たされない場合の効果を、「受領された書類は、出願人に返却される」から「出願は、行われていないものとみなす。」と変更した。

(2) 出願の際に必要な手数料の納付書類が添付されていない場合に、その不備を除去するために付与される期間を「3月」から「1月」に変更し、かつ、期間満了後2月以内であれば倍額納付が可能であることを追加した。

(3) 手数料納付書類の提出後2月以内に行われる所定の方式要件の審査の結果、不備があった場合にこれを除去するために付与される期間を「3月」から「2月」に変更した。

#### ・第 36a 条 (出願公告)

改正前は、出願は方式審査終了後1月以内に出願内容を公告する制度を採用していたが、改正により、共同体商標の審査と同様、絶対的拒絶理由についての実体審査後に出願公告し、先後願等の相対的拒絶理由については職権審査をすることなく異議申立があった場合に審査するいわゆる異議待ち審査をする新たな出願公告制度を導入したため、本規定を廃止した。

#### ・第 36b 条 (標章登録に対する異議申立)

改正前は、方式審査終了後に出願公告された標章について出願公告から2月以内に異議申立ができる制度を規定していたが、絶対的拒絶理由について職権で審査し、相対的拒絶理由についてはいわゆる異議待ち審査制度を採用する新たな出願公告制度に移行するため、本規定を廃止した。

#### ・第 37 条 (実体審査)

(1) 改正前は、第 36b 条による異議申立期間経過後1年以内に実体審査を行う旨を規定していたが、改正により実体審査のうち相対的拒絶理由の職権審査を廃止したのに伴い、絶対的拒絶理由の審査については、国内出願の場合は方式審査の終了から、また、マドリッドプロトコルに基づく国際登録の場合は特許庁公報による国際登録の公告から、それぞれ3月以内に行うと変更された。

(3) 改正前は出願標章に識別性を欠く構成要素が含まれる場合には当該要素について排他権を放棄するよう要求できる旨を規定していたが、改正後は、識別力を欠く構成要素が含まれることにより保護範囲に疑念を生じさせるおそれがある場合も要件に加え、権利の一部放棄を要求できる条件を明確化した。

(4) 改正により出願の部分的拒絶の決定ができる旨の規定、及び、部分的拒絶決定を受けた出願人は所定期間内に出願分割の請求ができる規定を追加した。

(5) 出願標章が登録された場合には標章国家登録簿に記入され出願人に登録証が交付される旨規定されていたが、改正により本項を廃止した。

・第 37a 条 (手続の終了)

改正前は、異議申立の基礎とされた先の標章が消滅した場合等に出願人の請求があった場合や職権による場合に手続が終了する旨を規定していたが、改正により本条は廃止された。

・第 38 条 (出願の取下、限定及び変更)

(1) 出願人が出願を取り下げた場合は手続終了の決定が下される旨の規定が追加された。  
(3) 出願人の名称等の変更につき、出願人の「請求」によるべきものとされていたのが、出願人の「申請」によるものと変更された。

・第 38a 条 (第三者による異論)

改正後の出願公告日から 3 月以内に何人も絶対的拒絶理由について、いわゆる情報提供をすることができる旨の規定を追加した。共同体商標の理事会規則第 40 条と同様の規定である。

・第 38b 条 (登録に対する異議申立)

・第 38c 条 (異議申立の認容性及び方式上の有効性確認)

・第 38d 条 (異議申立手続)

・第 38e 条 (手続の停止)

・第 38f 条 (登録)

・第 38g 条 (決定の送達)

改正により新たに導入された異議申立制度につき、詳細な規定を新設した。

・第 39 条 (登録更新)

(1) (2) (3) (4) 標章の登録の更新手続は、所有者の「請求」から「申請」に変更され、提出書類も「請求書」から「申請書」に変更された。

・第 40 条 (所有者の名称及び宛先の変更)

(1) 名称等の変更を特許庁に通知すべき者として標章の所有者のほか、出願人が追加された。

・第 41 条 (標章の変更)

(2) 標章の変更を行うことができるのが、所有者の「請求」から「申請」によるものと変更された。

#### ・第 42 条（紛争の審理）

(1)3. 改正後の新たな異議申立制度のもとで行われた決定に対する審判請求を特許庁紛争部が審理する旨の規定を挿入した。これにより改正前の規定がそれぞれ繰り下げられた。

(4) 紛争部における紛争の審理手続は、閣僚会議の布告により定める旨を新設した。

#### ・第 45 条（審判請求に関する決定）

(1) (2) (3) 審判請求の審理の結果についての決定をする主体につき、改正前は「特許庁長官」と明記していたが、改正によりこれを削除し、別項を設けて規定した。

(4) 上記(1) (2) (3)の決定をする主体は、特許庁長官又は書面による命令により委任された副長官である旨の規定が新たに挿入された。

(5) 改正前の(4)が(5)に繰り下げられた。

#### ・第 46 条（請求に関する手続）

(1) 悪意で出願されて登録された標章に対する無効請求の場合、標章権所有者に反論の機会を与えることなく取消決定ができる旨の例外規定を追加した。

(4) (5) 請求に対して決定を行う主体が改正前は「特許庁長官」と定められていたが、改正によりこれを削除し、(6)を新設して別途定めた。

(6) 上記(4) (5)の決定をする主体は、特許庁長官又は書面による命令により委任された副長官である旨の規定を挿入した。

(7)、登録の部分的な取消又は無効の決定された場合の登録証の取扱いについての改正前の(6)において、登録証が「交付済」である旨の文言を追加し、項番号を繰り下げた。

(8) 上記(6)の規定を挿入したことにより、改正前の(7)を繰り下げた。

#### ・第 47 条（期間の延長）

延長することができる期間のうち、審判等の請求に対する 3 月の応答期間を除外し、新たに、異議申立書の不備を訂正する 2 月の期間、異議申立のクーリングオフ期間終了後に付与される 2 月の応答期間及び異議申立の基礎とした先の登録の使用証拠の提出のために申立人に付与された 2 月の期間を追加し、延長期間は改正前の上限 3 月から「同じ期間」として延長期間の短縮を図った。

#### ・第 48 条（期間の回復）

不測の状況により所定期間が確保できなかった場合には、出願人又は標章所有者は期間を回復することができるが、この回復手続を「請求」から「申請」に変更した。

#### ・第 49 条（特許庁公報による公告）

通常標章、周知標章、著名標章を分けて規定していたが、「各登録標章」とまとめて規定

した。

・第 50a 条（標章を周知のもの又は高評のものとして決定すること）

(2) 周知又は著名標章の認定を特許庁が行う場合につき、特許庁による認定手続が廃止されたのに伴って、「異議申立又は登録の取消請求があった場合」へと変更された。

・第 50b 条（周知標章又は高評標章の決定に関する手続）

改正前は、個々の標章が周知又は著名である旨を標章所有者の請求により特許庁が認定する手続について規定されていたが、改正により条文が廃止された。

・第 57a 条（職権による登録）

農産品又は食品の地理的表示が欧州登録簿に登録されている場合の職権による登録についての条文を新設した。

・第 60 条（出願）

(1) 地理的名称の登録出願についても、電子出願による方法を採用したため、第 32 条と同様の規定に変更した。

・第 63 条（登録された地理的名称の使用者としての登録）

(1) 登録された地理的名称の使用者の登録を求める出願についても、電子出願が可能になったため第 60 条等と同様の改正を行った。

・第 66 条（期間の延長及び回復）

「期間の延長又は回復を求める手続につき、改正前の「請求」を「申請」と改めた。

・第 69 条（標章の国際登録）

(4) 国際登録を国内登録に代わるものとみなすよう特許庁に求める手続につき、特許庁に対する「請求」を「申請」と改めた。

・第 72a 条（共同体標章の登録及び効力）

(1) (4) (5) 欧州共同体商標のブルガリアにおける効力につき、共同体商標に関する理事会規則が旧版を表示していたので、最新の改正版「規則 (EC) No. 207/2009」に修正した。

・第 72b 条（共同体標章出願）

(1) 理事会規則を最新版に修正した。



・第 72c 条 (共同体標章の国内出願への変更)

(1) 理事会規則を最新版に修正するとともに、条文の引用も修正した。

(2) 共同体商標のブルガリア国内商標への変更を審理する条件について特許庁が出願人又は所有者に通知する旨を新たに規定し、また、ブルガリア国内代理人の情報を提供する条件を追加した。

・第 72d 条 (共同体標章に係る執行)

・第 72e 条 (決定についての補足的適用)

理事会規則を最新版に修正した。

・第 81 条 (行政上の侵害及び処罰)

(6) 侵害に対して行政上の制裁が課される例外として侵害品がブルガリア国内を通過する場合を除外する規定を新設した。

・第 86 条 (行政罰の履行)

(2) 行政罰の実行の根拠法である「租税手続法典」が「保稅保險手続法典」と改正されたのに合わせて引用法令名を修正し、また、処罰命令の写しの送付先が「政府の徴収機関」から「国家収入庁」と具体的に記された。

・追加規定

§ 1

13. 新たに導入された異議申立制度が、国内出願及びブルガリアを指定する国際登録を対象とする旨の規定を新設した。

14. 無効理由の類型としての代理人による不正登録の場合の「代理人」の意味を規定した。

15. 他の企業の名称に係る標章登録が無効になる場合の「企業」の意味を明確にした。

・標章及び地理的名称に関する法律の改正及び追加に係る法律(公布—SG 73/06, 施行 2006 年 10 月 6 日施行 ; 改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)の経過規定及び最終規定

§ 26

共同体商標の理事会規則につき、最新の改正版「(EC)No. 207/2009」であることを明記する変更をした。また、理事会規則の改正により移動があった条文の引用を修正した。具体的には、(3)において第 42 条を第 41 条に、(4)1.において第 51 条を第 52 条に、(4)2.において第 52 条(1)を第 53 条(1)及び(2)に、(5)において第 106 条及び第 107 条を第 110 条及び第 111 条と変更した。

・ **租税保険手続法典の改正及び追加に関する法律**(公布—SG 12/09, 2009年5月1日施行 ; 追加—SG 32/09)の経過規定及び最終規定

租税手続法典から改正された租税保険手続法典の施行日に関する規定を追加した。

・ **標章及び地理的表示に関する法律の改正及び追加に係る法律**(公布—SG 19/10, 2010年6月10日施行)の経過規定及び最終規定

本法の適用対象及び改正の経過措置についての規定を新設した。